

宇宙政策委員会 中間取りまとめ(案)(骨子)

<目 次>

宇宙政策委員会 中間取りまとめ (案)・・・・・・・・・・ P2

別添 1 宇宙活動法に関する基本的考え方 (案)・・・・・・・・ P4

**別添 2 衛星リモートセンシング法等に関する
基本的考え方 (案)・・・・・・・・・・ P5**

**別添 3 民生分野における宇宙利用の更なる推進
のための検討の方向性 (案)・・・・・・・・ P6**

**別添 4 宇宙システム海外展開タスクフォース (仮称) (案)
・・・・・・・・ P7**

宇宙政策委員会 中間取りまとめ(案)

1. 中間取りまとめ策定の趣旨

本年 1 月 9 日に決定された宇宙基本計画を着実に実行に移す観点から、宇宙政策委員会では宇宙政策の 3 つの目標に沿った形で検討体制を整備し、関係司令塔事務局や関係府省を交え、施策の一層の具体化に向けた検討を進めてきた。

我が国の関係府省においては、平成 27 年度に新たに着手するプロジェクトを含む各種施策の検討が進展している。また、本年 4 月末に行われた日米首脳会談の成果文書や改訂された日米防衛協力のための指針において宇宙への明確な言及がなされる等、日米関係における宇宙の重要性はますます高まっている。

今後、安全保障・民生の両分野において宇宙利用を継続的に拡大し、これを支える宇宙産業の投資の予見可能性を高く維持するため、宇宙基本計画に明示された機数や年限に従って着実に人工衛星等を整備し、また施策を実行に移していくことが不可欠である。宇宙政策委員会としては、宇宙基本計画を着実に実施することを関係府省に強く求める。

宇宙基本計画の実施に当たっては、各府省の個別最適にとどまらず、政府一体の全体最適を追求すべきである。この観点から、宇宙政策委員会が関連施策を俯瞰して、特に重点的に検討を進めてきた 19 の項目について、今後の検討深化の方向性を以下に示す。

関係府省は、以下の方向性に沿って、施策内容の充実・具体化、達成年限の確定、主担当省の明確化等により、現行の宇宙基本計画の記述から一歩踏み込む形で施策の検討・具体化を早急に進め、平成 28 年度以降の施策に関する宇宙基本計画工程表改訂に反映するべきである。

2. 検討すべき項目とその方向性

- (1) 準天頂衛星システムの利活用の促進等(工程表 2) [内閣府、国土交通省等]
- (2) (衛星リモートセンシングの)利用ニーズの各プロジェクトへの反映(工程表 3) [内閣府等]
- (3) 即応型の小型衛星等(工程表 6)、即応型の小型衛星等の打ち上げシステム(工程表 20) [内閣官房、内閣府、文部科学省、防衛省等]
- (4) 技術試験衛星(工程表 13) [総務省、文部科学省、経済産業省]
- (5) 新型基幹ロケット(工程表 17) [文部科学省]
- (6) イプシロンロケット(工程表 18) [内閣官房、文部科学省、防衛省等]

- (7) 射場の在り方に関する検討(工程表 19) [内閣官房、内閣府、文部科学省、防衛省等]
- (8) 宇宙状況把握(工程表 21) [内閣府、外務省、文部科学省、防衛省等]
- (9) 海洋状況把握(工程表 22) [内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、国土交通省、防衛省等]
- (10) 宇宙システム全体の抗たん性強化(工程表 24) [内閣官房、内閣府、防衛省等]
- (11) 宇宙科学・探査(工程表 25) [文部科学省]
- (12) 国際宇宙ステーション計画を含む有人宇宙活動(工程表 26) [文部科学省]
- (13) 新事業・新サービスを創出するための民間資金や各種支援策の活用等(工程表 29) [内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等]
- (14) 部品に関する技術戦略の策定等(工程表 30) [内閣府、文部科学省、経済産業省、防衛省等]
- (15) 調査分析・戦略立案機能の強化(工程表 38) [内閣府、外務省、文部科学省等]
- (16) 宇宙活動法(工程表 41) [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省]
- (17) リモートセンシングに関する法制度(工程表 42) [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省]
- (18) 各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等(工程表 47) [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省等]
- (19) 宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)(工程表 50) [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等]

宇宙活動法に関する基本的考え方(案)

1. 宇宙活動法を制定する意義

民間宇宙活動の進展により宇宙活動法を制定する目的が以下の順に広がった。

- ① 民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行
- ② 公共の安全の確保
- ③ 産業振興の制度インフラとしての法制

2. 許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲

➤ 許可・監督の対象

3. 個別の許可及び継続的監督の具体的案

① 打上げの許可・監督

- 許可・監督の対象とする打上げの定義
- 打上げの許可・監督の考え方
- 打上げの許可の仕組み
- 海外打上げ委託
- 空中発射・海上発射の取扱い
- 打上げの継続的監督 等

② 再突入の許可・監督

- 許可・監督の対象とする再突入の定義
- 再突入の許可の仕組み
- 再突入の継続的監督 等

③ 人工衛星の管理の許可・監督

- 許可・監督の対象とする人工衛星の管理の定義
- 人工衛星の管理の許可の仕組み
- 人工衛星の管理の継続的監督 等

4. 第三者損害賠償制度

- 第三者損害賠償制度の考え方
- 具体的な第三者損害賠償制度

衛星リモートセンシング法等に関する基本的考え方(案)

1. 現状認識(衛星リモートセンシングに関する近年の動向)

- 衛星リモートセンシングは国内外で我が国が航空機等他の手段によってアクセス困難な地域等も含めて定常的な情報収集を可能とするもの。
- 近年、民間の衛星リモートセンシング技術水準は大きく向上し、高分解能、高頻度、高鮮度な情報取得が可能に。
- 高機能の衛星リモートセンシング・データは少数の大国の国家機関による独占的利用の時代から、多数の宇宙活動国や民間事業者等による広範な利用の時代へ。

2. 我が国が衛星リモートセンシング政策を推進する意義等

- 上記を踏まえ、民生・安全保障の両分野で衛星リモートセンシング・データの活用を促進し宇宙政策の目標達成を目指す一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理する。そのために必要となる法制度を整備する。

3. 衛星リモートセンシング法に関する論点

- (1) 管理を行うべきデータの範囲
- (2) 管理を行うべき行為の範囲
- (3) 管理を行うべき行為者の範囲

4. その他、今後検討すべき事項

- (1) 政府における法律の執行体制の在り方
- (2) 安全保障・民生両分野における利用促進と管理強化のバランス
- (3) データ管理の方法を検討する上で外交政策的観点を考慮
- (4) 管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保(含むサイバーセキュリティ)
- (5) リモートセンシング衛星本体(含む技術情報)に係る輸出管理
- (6) 衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回する者への対応

等

民生分野における宇宙利用の更なる推進のための検討の方向性（案）

1. 本文書の位置づけ

宇宙政策委員会では、地理空間情報、情報通信(IT)、防災、科学技術・イノベーション等の関連部局を交え、民生分野における宇宙利用の推進の方向性について、審議を重ねてきた。

今後、内閣府が中心となって、以下の方向性に沿って、平成28年度以降の施策に関する宇宙基本計画工程表の改訂を見据え、関係司令塔事務局や関係府省が連携し、さらなる検証・検討と施策の具体化を進めるべきである。

2. さらなる検証・検討・施策の具体化に向けた3つの観点

- (1) 公共分野における高度化・効率化
- (2) 関連する新産業の創出
- (3) 公共・産業両分野における海外展開

3. 具体的アプローチ

- (1) 公共分野における高度化・効率化
 - ① 社会インフラ整備・維持
 - ② 防災・減災
- (2) 関連する新産業の創出
 - ① 交通・物流
 - ② 農林水産
 - ③ 個人サービス・観光
- (3) 公共・産業両分野における海外展開
- (4) 分野別のニーズを宇宙インフラに反映するための総合的取組

4. 政府における推進体制

5. 宇宙政策委員会における今後の重点検討課題

- (1) 社会実装に向けた取組
- (2) 宇宙を活用したニューエコノミーを生み出す基盤となる産学官連携の強化
- (3) 地域経済の活性化への貢献

宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)(案)

1. 基本的考え方

- 宇宙基本計画に基づき、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むため、国際宇宙協力の強化の取組とも連携し、内閣府特命担当大臣(宇宙政策)主宰の宇宙システム海外展開タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を開催する。
- タスクフォース上級会合において、当面重点的に取り組むべき国・地域、横断的な課題を確認しつつ、タスクフォース内に成果志向型のアドホックなワーキンググループを設置し、戦略的かつ継続的な取組を推進する。
- また、これらのワーキンググループの効率的かつ実効的な運営を推進し、知見・ノウハウを集約し継承することを目的として関係府省実務者レベル及び有識者から構成されるタスクフォース推進委員会を設置する。
(参考)タスクフォースは上述のように、上級会合、推進委員会、ワーキンググループの三層構造からなる。

2. 進め方

- 産学官の各界関係者の要望を踏まえ、必要に応じて、具体的な国・地域や各課題等についてのワーキンググループを設置し、主要プレイヤーの役割、アクションアイテムを明確にするとともに、関連する施策と連携させることで官民一体となった戦略的な取組を推進する。
- 我が国が強みを有する宇宙システムを軸に、産学官で連携し、諸外国における宇宙市場拡大を目指す。その際、人材育成や宇宙システムの共同研究や利活用とも併せて取り組む。
- 国・地域別の情勢分析を推進し、これらの取組において得られた知見・ノウハウを適切に集約・共有し、継承するため、在外公館とも連携し海外情報収集体制を整備する。
- フォローアップとして、上記のプロジェクトの成果(グッドプラクティス)や更に深く取り組むべき課題及び方策をまとめ、タスクフォースにおいて共有するとともに、宇宙政策委員会において検証し、新たな施策の議論に反映させていく。

3. その他

- 宇宙基本計画に基づき進められる諸外国等との人工衛星の共同開発や衛星データの共同利用等の可能性調査等についても、我が国が直面するエネルギー、災害等の各種課題を解決する観点から、関連施策と連携してフォローアップを行う。
- なお、我が国の宇宙システムの海外展開に当たっては、「国際協調主義に基

づく積極的平和主義」等を含む我が国の国家安全保障政策や、「開発協力大綱」との整合性を十分に踏まえることとする。

(参考)

宇宙基本計画 工程表 (平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定) 一覧

工程表 番号	施策・プロジェクト名
1	準天頂衛星システムの開発・整備・運用
2	準天頂衛星システムの利活用の促進等
3	(衛星リモートセンシングの)利用ニーズの各プロジェクトへの反映
4	情報収集衛星等(光学衛星等)
5	情報収集衛星等(レーダ衛星等)
6	即応型の小型衛星等
7	先進光学・レーダ衛星
8	地球観測衛星事業に必要な制度整備等の検討
9	静止気象衛星
10	温室効果ガス観測技術衛星
11, 12	その他リモートセンシング衛星開発・センサ技術高度化(1)及び(2)
13	技術試験衛星
14	光データ中継衛星
15	Xバンド防衛衛星通信網
16	基幹ロケットの優先的使用
17	新型基幹ロケット
18	イプシロンロケット
19	射場の在り方に関する検討
20	即応型の小型衛星等の打上げシステム
21	宇宙状況把握
22	海洋状況把握
23	早期警戒機能等
24	宇宙システム全体の抗たん性強化
25	宇宙科学・探査
26	国際宇宙ステーション計画を含む有人宇宙活動
27	国際有人宇宙探査
28	民間事業者の新規参入を後押しする制度的枠組み整備
29	新事業・新サービスを創出するための民間資金や各種支援策の活用等
30	部品に関する技術戦略の策定等
31	費用低減活動の支援及び軌道上実証機会の提供等
32	東京オリンピック・パラリンピックの機会を活用した先導的社会的実証実験
33	LNG推進系関連技術
34	再使用型宇宙輸送システム
35	宇宙の潜在力を活用して地上の生活を豊かにし、活力ある未来の創造につながる取組等
36	宇宙基本計画に基づく施策の政府一体となった推進
37	JAXAと防衛省との連携強化
38	調査分析・戦略立案機能の強化
39	国内の人的基盤強化
40	国民的な理解の増進
41	宇宙活動法
42	リモートセンシングに関する法制度
43	測位衛星の信号への妨害対応策
44	調達制度の在り方の検討
45	宇宙空間における法の支配の実現・強化
46	諸外国との重層的な協力関係の構築
47	各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等
48	産学官の参加による国際協力の推進
49	アジア太平洋地域における宇宙協力の推進
50	宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)
51	宇宙安全保障の確保に向けたその他の取組
52	民生分野における宇宙利用の推進に向けたその他の取組
53	宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化に向けたその他の取組